

《鳴門市農業委員会 3月総会 議事録》

開催日時 令和3年3月30日(火) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員 1番 石園 順市 2番 稲木 伸顕 3番 井上 富夫
4番 大西 善郎 5番 小川 佳 6番 里見 廣治
7番 高田 吉敏 8番 竹村 昇 9番 谷口 清美
10番 中井 弘 11番 濱堀 秀規 12番 林 恭子
13番 林 博子 14番 平瀬 惣一 15番 廣瀬 元則
17番 藤本 詳治 19番 松浦 秀樹 20番 向 栄治

欠席委員 16番 藤江 厚子 18番 増金 義文

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課) 2件
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について 1件
議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 7件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 1件
③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 1件
④農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 1件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法) 2件
⑥農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借解約) 1件
⑦農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和3年3月の農業委員会を開会いたします。
開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
なお、本日は傍聴人として令和3年4月の定期異動により農業委員会事務局係長に配属されることとなりました、岩切係長の出席を報告させていただきます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
それでは、この後の進行につきましては、谷口会長様よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の議事録署名人は、2番 稲木委員、3番 井上委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画についての審議に入ります。
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 説明に入ります前に、差し替えていただきたい資料がありますのでお伝えいたします。
「農地利用集積令和3年2月1日告示」という資料をお配りさせていただいております。お手元にごございますか。
こちらは、令和3年1月に議案書の資料として配布させていただいておりましたが記載誤りがありましたので資料の差し替えをさせていただきます。
修正箇所につきましては、対象の農地が●●●と記載させていただいていましたが、▲▲▲に修正となっております。なお報告につきましては、訂正はなく正式な地番の方で記載されておりますためそのまま手続きを進めさせていただきます。
それでは、議案書の方に移らせていただきます。

<1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について >
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
ご質問・ご意見等は無いようでございますので、採決いたします。
『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について >
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見を申し上げます。
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんご意見お願いいたします。

中井委員 10番。譲受人は里浦町で甘藷・大根を栽培している農家です。
申請地については、以前より管理に困っており、今回隣地に圃場を持っている譲受人との間で
贈与の話がまとまりました。取得後は、甘藷・大根を作付けする計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、こ
の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番について、原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからのご意見を申し上げます。

廣瀬委員 15番。譲受人の住所は徳島市ですが、現在、申請地に隣接する宅地に住んでおり、大麻町で
ツルムラサキを栽培しています。
申請地については、譲渡人が高齢のため以前より管理に困っており、今回譲受人との間で売買
の話がまとまりました。現在は休耕地となっておりますが、取得後は落花生を作付けする計画で
す。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、こ
の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。
申請番号2番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号2番について、原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については、全てご審議いただきました。
次に『議案第3号』 農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

<3. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長

次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番の案件について、地元委員さんご意見お願いいたします。

竹村委員

8番。申請地は、JR池谷駅の北西に位置する農地です。
申請人は現在、市道沿いの自宅に住んでいますが、面している市道が下り坂で緩やかなカーブであることから、車で自宅から出入りをする際に不安を感じていました。また農業用機械を洗車する作業場も必要になったことから、自宅の向かいにある申請地が駐車場として適地であると判断したため、今回の許可申請となりました。
造成については、整地後にコンクリートを敷設します。
排水については、新設する排水路より既設水路へ排水することとしており、地元水利組合の同意も得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、JR池谷駅から北西へ約840mに位置しており、10ha以上の広がりがある第1種農地に該当します。
申請人は現在、市道沿いの自宅に住んでいますが、面している市道が下り坂で緩やかなカーブになっていることから、自宅から車で出入りをする際に不安を感じていました。また農業用機械を洗車する作業場も必要になってきたことから、自宅の向かいにある申請地が駐車場として適地であると判断したため、今回の許可申請となりました。
造成については、整地後にコンクリートを敷設します。
排水については、新設する排水路より既設水路へ排水することとしており、地元水利組合の同意も得ております。
当該申請地は、第1種農地と判断され、農地転用等が制限される土地ですが、集落に接続しており、農地転用の不許可の例外である、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住

する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（農地法施行規則第33条第4号）」に該当しています。

他に代替となる土地もなく、周囲への影響も軽微であることなどから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。
以上で、『議案第3号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <4. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>
 ・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番の案件について、地元委員さんからお願いします。

井上委員 3番。申請地は、霊山寺から北東にある農地です。
譲受人は申請地近くにて寺院を営んでおり、隣接地を駐車場敷地として転用許可を取得しました。しかし県道 鳴門池田線に隣接しており車の出入りが危険であること及び大型観光バスが占拠した場合に県道内で乗り降りする状況となり事故が起こる可能性があることから、北側市道より出入り可能となる駐車場敷地を考えていました。このたび転用許可後に譲渡人より売買の申し出があったことから本申請となりました。
計画では、整地のみを行い、小堤(しょうてい)を新設して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。
排水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、霊山寺から北東へ約165mに位置しており、宅地に囲まれた農地で10ha未満の広がりが少ない第2種農地に該当します。
申請内容、理由等につきましては、先ほど農業委員さんから説明のあったとおりです。
令和2年2月28日に農地法第5条で駐車場を目的として転用許可を取得しておりますが、

駐車場敷地については県道 鳴門池田線に隣接しており交通量が多く車の出入りが危険であること、また、大型観光バスが占拠した場合に一般車両用の駐車場が確保できないことから、今回転用を行い、北側市道から出入りが可能となる申請地を含む駐車場敷地にしたいとの申し出があり、農地法第5条申請及び事業計画変更申請がありました。

事業計画につきましては、先ほど地元委員さんから説明頂いた通りです。

他に適当な土地もなく、周囲の農地等への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。
以上で、『議案第4号』については、ご審議いただきました。

<5. 農地法第5条許可後の事業計画変更について 1件>

次に、『議案第5号』農地法第5条許可後の事業計画変更についてに入ります。

なお、事務局からの説明及び地元委員さんからのご意見については、先ほどの『議案第4号』の際にいただいておりますので早速ではございますが、申請番号1番について採決いたします。

申請番号1番の案件について、許可することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり承認することといたします。
以上で『議案第5号』についてはご審議いただきました。

次に、『議案第6号』相続税の納税猶予に関する適格者証明に入ります。

なお、申請番号1番につきましては私の親族に関連する案件であることから、「鳴門市農業委員会会議規則」第19条「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」の規定に基づき、私は本案件の審議開始から終了まで退席いたします。

本案件の議事進行につきましては、大西副会長にお願いします。

【谷口会長 一時退席】

大西副会長 それでは、申請番号1番の案件について事務局より説明を求めます。

事務局係長 < 6. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件 >
・申請番号1について申請内容説明

大西副会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番の案件について、地元委員さんお願いします。

石園委員 1番。本申請については、申請地が複数地区にまたがっているため、私から一括して説明させていただきます。
申請者は大麻町でれんこんを生産する農家です。
申請地にはれんこんが作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

大西副会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

大西副会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。
本案件の審議が終了しましたので、谷口会長の入室をお願いします。

【谷口会長 着席】

谷口会長 以上で、『議案第6号』についてはご審議いただきました。
次に、『議案第7号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 < 7. 報告事項 14件 >

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	7件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
④農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	1件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	2件
⑥農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借解約）	1件
⑦農地法第18条第6項の規定による通知について（残存小作地の合意解約）	1件

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
無いようでございますので、『議案第7号』報告事項については、原案どおり承認すること

といたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

事務局、何かありますか。

事務局長 冒頭もご報告させていただきましたが、改めまして令和3年度の人事異動についてお話しさせていただきます。

齋藤次長の代わりに北野係長が昇格いたしまして、4月からは次長となります。そして、北野係長の後任に、冒頭にご紹介させていただきました岩切係長、また、松田書記につきましては課内にはおりますが、職務の交代ということで、現在農政を担当しております藤本が書記となり、4月からの農業委員会事務局の体制とさせていただきますと思います。

今回の人事異動につきましては、市全体で195人と3割ほどの異動がありました。昨年が135人ですので、コロナ対策等の関係でかなり動きがありました。

合わせまして農林水産課につきましても13名から14名に1名増員、異動につきましては3名、内1名退職ということで引き続きご指導、ご協力よろしくお願いたします。

また、次回の総会、合同会議についてですが、コロナウイルスのクラスターが発生している状況のため、会場につきましては、隣の第一会議室で開催させていただきます。

谷口会長 他にございませんか。

それでは、これもちまして令和3年3月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時40分

令和3年3月30日

会 長 谷 口 清 美

議事録署名者 稲 木 伸 顕

議事録署名者 井 上 富 夫